

鳥取県公益認定等審議会条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 公益法人制度改革関連三法の制定により、広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進することを目的として、現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離し、公益性の有無にかかわらず簡便に法人設立ができる制度が創設された。当該制度においては、公益目的事業を行うことを主たる目的としている一般社団法人及び一般財団法人は、申請して公益認定を受けることができることとされている。
- (2) (1)の公益認定等を行うため、新たに県に合議制の機関を置き、当該合議制の機関は、公益認定に係る県の諮問に対する答申等を行うこととされた。
- (3) (2)に伴い、鳥取県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

2 条例の概要

(1) 趣旨	この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、鳥取県公益認定等審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 組織	審議会は、委員3人以上5人以内で組織する。
(3) 委員	<p>ア 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>イ 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>ウ 委員は、再任されることができる。</p> <p>エ 委員は、独立してその職権を行う。</p> <p>オ 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合等を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>カ 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。</p> <p>キ 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p>
(4) 会長	<p>ア 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>イ 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>ウ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p>
(5) 専門委員	<p>ア 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p> <p>イ 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>ウ 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>エ (3)のオ及びカの規定は、専門委員について準用する。</p>

(6) 会議	<p>ア 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>イ 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>ウ 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>
(7) 部会	<p>ア 審議会に、その定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>イ 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。</p> <p>ウ 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。</p> <p>エ 部会長は、当該部会の事務を掌理する。</p> <p>オ 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>カ (6)の規定は、部会の会議について準用する。</p>
(8) 委任	<p>この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。</p>
(9) 施行期日	<p>施行期日は、公布日とする。</p>

## 鳥取県福祉のまちづくり条例の全部改正について

### 1 条例の改正理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づくバリアフリー化を進めることにより、福祉のまちづくりのより一層の推進を図るため、特別特定建築物に追加する施設及び建築物移動等円滑化基準に付加する事項を定める等所要の改正を行う。

**特別特定建築物** 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物（学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数のものが利用する建築物又はその部分をいう。）であって、移動等円滑化が特に必要なものをいう。

**建築物移動等円滑化基準** 移動等円滑化のために必要な建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設）の構造及び配置に関する基準

**移動等円滑化経路** 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

**視覚障害者移動等円滑化経路** 視覚障害者が円滑に利用できる経路

### 2 条例の概要

(1) 特別特定建築物に次の施設を加える。

ア 特別支援学校以外の学校

イ 公益事業の事務所

ウ 共同住宅、寄宿舎又は下宿

エ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律施行令（以下「令」という。）に規定するものを除く。）

オ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類するもの（令に規定するもの及び福利厚生施設を除く。）

カ 自動車教習所等

(2) 建築物移動等円滑化基準（便所及びエレベーターに係るものの一部を除く。）への適合義務が課せられる特別特定建築物（公衆便所を除く。）の建築の規模を次のとおり引き下げる（引下げ前（令で定める規

模) 2,000平方メートル)。

用 途	規 模
ア 学校(専修学校及び各種学校を除く。)	100平方メートル
イ 学校(専修学校及び各種学校に限る。)	500平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
ウ 病院又は診療所	100平方メートル
エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
オ 集会場又は公会堂	500平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
カ 展示場	1,000平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	100平方メートル
ク ホテル又は旅館	1,000平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
ケ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	100平方メートル
コ 公益事業の事務所	1,000平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
サ 共同住宅、寄宿舍又は下宿	1,000平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
シ 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	100平方メートル
ス 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	100平方メートル
セ 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設(専ら従業員の福利厚生のために使用されるものを除く。)又は遊技場	1,000平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
ソ 博物館、美術館又は図書館	500平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
タ 公衆浴場	500平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
チ 飲食店	200平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
ツ クリーニング取次店又は質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	500平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
テ 理髪店及び美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	200平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
ト 郵便局又は銀行	100平方メートル
ナ 自動車教習所等	500平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
ニ ターミナル	100平方メートル
ヌ 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	1,000平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
ネ 公衆便所	50平方メートル

ノ 公共用歩廊	1,000平方メートル((3)ア(ウ)a)の基準にあっては、100平方メートル)
---------	--

注 公衆便所は、令に定める規模(50平方メートル)のとおり。

(3) 建築物移動等円滑化基準に次の事項を加える。

ア 特別特定建築物に共通して適用する事項

(ア) 廊下、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路に付加する基準

階段や傾斜路の下端に点状ブロックを設置すること。

(イ) 便所に付加する基準

a 床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

b 1以上の洗面器又は手洗い器には、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。

c 1以上の便所にベビーチェアその他乳幼児を座らせる設備を設け、その出入口に表示を行うこと(学校以外の場合に限る。)

d 車いす使用者用便房は、次に掲げるものであること。

(a) くつべら式又は光感知式等による大便器洗浄装置を設けること。

(b) 洗面器又は手洗い器には、レバー式又は光感知式等による水栓を設けること。

(ウ) 移動等円滑化経路に付加する基準

a 移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、屋外に面するものは、降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合等を除き、ひさし又は屋根を設けること。

b 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等の末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。

c 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかごの内部に鏡及び手すりを設置し、出入口に利用者を感知し、戸の開閉を自動的に制止することができる装置を設けること。

d 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

イ ホテル又は旅館の客室に付加する基準

(ア) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。

(イ) 室内は、車いす使用者が円滑に利用することが出来るよう十分な床面積を確保すること。

(ウ) 電話機、コンセント、スイッチその他の設備は、車いす使用者が円滑に利用できる高さとする。

(エ) 回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報を伝達する設備を設けること。

ウ 特別特定建築物のうち一定規模以上のものについて特に付加する事項

(ア) 便所に付加する基準

a (2)の表の工、オ、キ、ク(一部の用途に限る。)、ケ、セ(一部の用途に限る。)、ソ、ニ及びネに掲げる特別特定建築物であって、その建築の規模が一定の面積以上のものについては、1以上の便所にベビーベッドその他乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けること。

b (2)の表の工、オ、キ、ク(一部の用途に限る。)、ケ、セ(一部の用途に限る。)、ソ及びニに掲げる特別特定建築物であって、その建築の規模が一定の面積以上のものについては、車いす使用者用便房にベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類等の交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

(イ) 移動等円滑化経路等に付加する基準

a (2)の表のウ(一部の用途に限る。)工、オ、キ、ケ、セ(一部の用途に限る。)、ソ、ト及びニに掲げる特別特定建築物であって、その建築の規模が一定の面積以上のものについては、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

b 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

(a) (2)の表の工、オ、キ、ク(一部の用途に限る。)、ケ、セ(一部の用途に限る。)、ソ及び

二に掲げる特別特定建築物であって、その建築の規模が一定の面積以上のものについては、乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる設備を設け、当該設備の出入口には、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつの交換ができる場所を設ける場合を除く。）。

(b) (2)の表の工及びセ（一部の用途に限る。）に掲げる特別特定建築物であって、その建築の規模が一定の面積以上のものについては、乳幼児を預かることができる室を設け、当該室の出入口には、その旨の表示を行うこと（他に乳幼児を預かることができる室を設ける場合を除く。）。

エ 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路にしなければならない。

オ 公益事業の事務所においては、道等から視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの経路のうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路に準じて視覚障害者が円滑に利用できる経路にしなければならない。

(4) 条例で付加した(3)の基準について、特別特定建築物の増築等の場合における適用範囲を定める。

(5) 適合証の交付

特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させた場合における、適合証明の制度を設ける。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年10月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について所要の規定の整備を行う。

エ 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公益法人等に職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣することができる法人を追加する等の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員を派遣することができる法人を次のとおり改める。

ア 追加する法人

鳥取県土地開発公社

イ 削除する法人

(ア) 財団法人鳥取童謡・おもちゃ館

(イ) 財団法人日本建設情報総合センター

(ウ) 社会福祉法人恩賜財団済生会

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げたことを踏まえ、一般職の職員に準じ知事等の期末手当の支給割合の引下げを行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県知事等の期末手当の支給割合を年0.2月分引き下げる。

(2) 教育長の期末手当の支給割合を年0.2月分引き下げる。

(3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。

2 条例の概要

(1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	3,047人	3,127人
一般会計支弁に係る職員	3,034人	3,114人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,433人	2,419人
県立学校の職員	2,156人	2,148人
県立学校の職員以外の職員	277人	271人
監査委員の事務局の職員	18人	17人
企業局の職員	70人	71人
議会の事務局の職員	23人	24人
県費負担教職員	4,247人	4,197人

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県行政組織条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 鳥取県行政組織条例の一部改正

次に掲げる施策又は事務の一元化等を図るため、総務部、企画部、生活環境部及び行政監察監について、所掌事務を見直す。

ア 情報化の推進に関する施策

イ 外部団体に対する検査等に関する事務

ウ 暮らしの安心安全に関する施策

(2) 鳥取県総合事務所設置条例、鳥取県福祉事務所設置条例及び鳥取県保健所条例の一部改正

円滑かつ効率的な事務処理体制を確立するため、事務の所掌に係る規定について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県行政組織条例の一部改正

ア 企画部の所掌事務に県の業務に関する情報化の推進に関する事項（現行 総務部の所掌事務）を加える。

イ 生活環境部の所掌事務に犯罪のないまちづくりに関する事項及び交通安全に関する事項を加える。

ウ 行政監察監の所掌事務に公益法人に係る事務の総括に関する事項及び農業協同組合等の検査に関する事項（現行 総務部の所掌事務）を加える。

(2) 鳥取県総合事務所設置条例の一部改正

ア 八頭総合事務所の所掌事務に労働に関する事務（雇用対策に関する事務に限る。）を加える。

イ 鳥取市及び岩美郡の区域に係る林業に関する事務（林道に関する事務に限る。）は、八頭総合事務所（現行 東部総合事務所）が所掌することとする。

ウ 日野郡の区域に係る福祉保健に関する事務（生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。）及び生活環境に関する事務（自然公園に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。）は、西部総合事務所（現行 日野総合事務所）が所掌することとする。

エ 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係る林業に関する事務（林道及び林業の普及指導に関する事務に限る。）は、日野総合事務所（現行 西部総合事務所）が所掌することとする。

(3) 鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正

日野郡の区域に係る福祉に関する事務（生活保護並びに母子及び寡婦に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。）は、西部福祉事務所（現行 日野福祉事務所）が所掌することとする。

(4) 鳥取県保健所条例の一部改正

日野郡の区域に係る保健に関する事務（感染症その他の疾病の予防並びに精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。）は、米子保健所（現行 日野保健所）が所掌することとする。

(5) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) ふるさと納税制度の創設に伴い、県に寄附された寄附金を、未来を担う子どもの健やかな成長に資する施策に活用するため、鳥取県こども未来基金を設置する。
- (2) (1)のほか、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が導入されることに伴い、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金を設置する。
- (3) (1)及び(2)のほか、県の厳しい財政状況にかんがみ、定額の資金を運用するための基金について、財政運営上特に必要が生じた場合に処分することができることとする。

2 条例の概要

(1) 次のとおり基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取県こども未来基金	未来を担う子どもの健やかな成長に資する施策のため県に寄附された寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（現行 老人保健法）の規定に基づき、次のとおり基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。

(3) 鳥取県土地開発基金、鳥取県市町村資金貸付基金及び鳥取県美術品取得基金について、財政運営上特に必要が生じた場合に限り処分することができることとする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、平成20年4月1日とする。